

2019年度助成分

■講演会等の名称

法曹倫理国際シンポジウム東京2020 International Legal Ethics Symposium in Tokyo 2020 (ILEST2020)

研究代表者：

田村陽子（筑波大学法科大学院・教授）

主催団体名/代表者名：

弁護士および弁護士会の職業倫理的当為の研究会／森際康友

主な講演者名：

Norman W. Spaulding（Stanford Law School・Professor）

会場名：

森濱田・松本法律事務所19A会議室

実施期間：2019年10月21日～2020年4月30日

【講演会等の概要】

ILEST2020は、テーマを「守秘義務と公益（Confidentiality and the Public Good）」と銘打ち、午前の第1部は、「依頼者弁護士間の秘密保護と公益」の比較法的理論研究を扱い、佐藤正謙東京大学教授・弁護士が司会を務め、菊地裕太郎日本弁護士連合会会長の辞で開会し、森際康友明治大学教授が基調講演「弁護士における守秘の本質と公益配慮義務」にて、守秘は公益に反するよう見える場合でも、権利実現という公益促進に不可欠の制度として機能していると解題し、続いてSpauldingスタンフォード大学教授が、「秘密保持と民主政（Secrecy and Democracy）」について招待講演を行った。アメリカの現在の判例・多数説が、秘密の通信にて弁護士は依頼者に法令遵守を助言すべきだとするコンプライアンス説を採っているが、それは実質的には、取り得る選択肢を依頼者に提示すべき弁護士の任務を制約していると批判し、多様な価値観の下、依頼者は現行法を争うか否かの選択ができるよう弁護士から助言を受けられるべきであり、そのための通信秘密であると主張された。これを受けて、申請者（田村）は、秘匿特権の他の主要国での制度状況を比較法的に概観し、日本ではこのような議論以前の混乱状況にあることを報告した。その後、菊池秀弁護士が特定質問し、登壇者らとの質疑応答および参加者間での議論がなされた。午後の第2部は、大武和夫弁護士の司会で、3人の実務家（片山達弁護士がマネー・ロンダリング対策につき、浜辺陽一郎弁護士が企業のコンプライアンス支援における弁護士の公益配慮義務につき、佐成実弁護士が企業の内部調査における「遵法理論」の実際と「創造的逸脱」の可能性について）が、依頼者の利益と公益が相反する状況下で弁護士はいかに振る舞うべきか、実務を踏まえた規範的分析と提案を行い、馬場陽弁護士による特定質問後、参加者全員が加わり、シンポ

ジウム形式で議論を深めた。シンポジウム終了後、研究会メンバーで今回の活動を振り返り、成果と課題を確認した。菊地日弁連会長に加え、Spaulding教授に世界的にも貴重な成果であると評価されたことを受け、協議の結果、予稿集と共に当日の会議録を、シンポジウム参加申込者をはじめ関係者に送り、成果を広く共有することとした。